

離婚届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 (大阪市・区長印)					
送付 令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

本届書中
字加入
字削除
字訂正

住所を定めた年月日
夫 昭和 平成 令和 年 月 日
妻 昭和 平成 令和 年 月 日

記入の必要はありません。

(1)	氏名 (よみかた) 夫 氏 妻 氏
	生年月日 年 月 日 年 月 日
	住所 (住民登録をしているところ) 丁目 番地 番号 丁目 番地 番号
	世帯主の氏名 世帯主の氏名
(2)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください) 丁目 番地 番号
	筆頭者の氏名
	父母の氏名 父母との続き柄 夫の父 母 妻の父 母
	続き柄 男 女
(3)	離婚の種別 <input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定 年 月 日確定
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 丁目 番地 番号 筆頭者の氏名
(5)	未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子
(6)	同居の期間 年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7)	別居する前の住所 丁目 番地 番号
(8)	別居する前の世帯のおな仕事と <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9)	夫妻の職業 夫の職業 妻の職業
(10)	その他
	届出人 夫 妻
	署名押印 (印) (印)
	事件簿番号

記入の注意

- 黒ボールペンか黒インキで正しく書いてください。
- ◎ 届出人及び証人の方は、それぞれ別々の印鑑を押してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署押 名印	印
生年月日	年 月 日
住所	丁目 番地 番号
本籍	丁目 番地 番号

◎ 証人には、成年の方であればどなたでもなることができます。

同一の印を押さないでください。

- ・婚姻中の本籍を書いてください。
- ・「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- ・には、あてはまるものに、のようにしるしをつけてください。
- ◎ 裁判離婚のときは次のものがが必要です。
調停離婚のとき→調停調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
(調停及び裁判確定の日からかぞえて10日以内に届け出てください。)

- ・今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に戸籍法第77条の2の届を提出する必要があります。)
- ・親権者を定めるだけでは、子供の戸籍は変わりません。
- ・同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。 まだ決めていない。 (面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限りません)がいる場合は、次のにあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。 まだ決めていない。 (養育費：経済的に自立していない子(例えばアルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)

詳しくは、各市町村の窓口において配付している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)にも掲載されています。

令和 年 月 日
午前・午後
時 分受領

氏名
住所
確認 免・パ・保

通知 年 月 日

確認	通知
----	----

連絡先 (昼間連絡が取れるところ)
電話 () 番
自宅・勤務先・呼出 () 方

確認	通知
免・パ・保	
不受理	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

確認	通知
免・パ・保	
不受理	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

ご持参いただくもの
 夫及び妻の印鑑
 本籍地でない役所に届け出るときは、戸籍謄本が必要です。
 もとの戸籍にもどる場合は、その戸籍謄本も添付してください。
 外国籍の方は、上記以外にもご持参いただくものがありますので、区役所にお問合せください。

届出地
本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。
《届出人の本人確認について》
虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

同一の印を押さないでください